

矢吹町議会活性化等調査特別委員会 中間報告書

特別委員会設置と経過について

二元代表制に基づく議事機関として決定機能及び執行機関への監視機能を担い、町民から一層信頼され付託に応えるため、議会運営と議会活性化を図ることを目的として、第370回矢吹町議会定例会で議長を除く15名の全議員で調査特別委員会を設置しました。平成24年6月18日に設置し、新体制のもと、今日までに14回におよぶ検討を行いました。また、議会改正に先進的な取り組みを行っている山梨県昭和町議会を視察し、議会改革に関する研修を行いました。本委員会では、これまでの議会改正の取り組みを踏まえた上で、全議員によって議論を重ねながら、「町民に開かれた議会」「町民の目線において行動する議会」「監視機能、調査機能、政策形成機能を強化する」ことを目的として積極的に調査・検討しながらさまざまな取り組みを行いながら、全会一致の合意を目指して協議を進めてきました。

調査にあたった委員

委員長：大木 義正 副委員長：諸根 重男

委員：安井 敬博 加藤 宏樹 薄葉 好弘 佐藤 幸市 鈴木 隆司 青山 英樹 竹元 孝夫 鈴木 一夫 熊田 宏
角田 秀明 柏村 栄 藤井 精七

(1) 議会基本条例制定について

議会基本条例は、自治に基づく地方議会運営の基本原則を定めた条例となっており、新たに検討を行ってきた事項及び従来から「慣行」として行っていた事項のほかに、町議会そして議員が、従来の活動にとどまることなく自己の資質向上を図りながら議会改革を推し進め、また、議会の構成員である議員の役割と身分上の位置づけの明確を図ることが必要と考え、議会の規範として明文化するため、全会一致での合意に向けた協議を重ねています。

(2) 議会報告会の開催

議会報告会は、議会活性化の一環として、議会の決定事項にかかる町民の知る権利に応え、かつ説明責任を果たす機会と位置づけ、町政の情報を共有するとともに協働のまちづくりの環境整備の資することを目的としています。平成25年5月に第1回議会報告会（町内6会場）を開催し、7月にはことぶき大学本講座「議会報告会」、11月には第2回議会報告会（町内6会場）を開催しました。

今後、開催方法について課題別・地域別など検討しながら、「町民との情報共有」を推進するため、議会が直接、議案の審査における議論の経過や結果など、議会としての考え方を町民に報告し、町民と双方の話し合いの機会を作り、議会としての意思決定の中に町民参加を進めることが重要であると考えます。

(3) 議員定数

議員定数について、密接に関係しているため、本町と類似団体との比較や町民からの意見を踏まえたうえで議論を重ねました。「現状維持」、「定数削減」双方の意見が出されましたが、議会として議員自ら身を切る覚悟で議会改革と活性化に取り組んでいることを町民に理解してもらおう観点から、次期改選時より、現行の定数16人から2人減し、定数を14人とする合意が図られました。条例の一部改正案の提出については、矢吹町議会基本条例の議案提出に合わせて提出する考えです。

(4) 議員報酬

議員報酬については、本町と類似団体の議員報酬を比較し「現状維持」、議員の処遇を取り巻く環境は厳しく「増額」の双方意見が出されましたが、当面は現状どおりとしますが、今後の議会改革を推進していく中で、議論の必要性が出てきた場合、再度検討することとします。

(5) 議長及び副議長の任期について

議会の活性化のため、申し合わせ事項として正副議長の任期を2年とすることに全議員で決定されました。

以上の他

- ・政務活動費について
- ・委員会のあり方について
- ・通年議会について
- ・一問一答方式・執行側の反問権付与について
- ・議会の情報公開等についても協議を重ねております。



山梨県昭和町議会視察

大震災及び原発事故調査特別委員会 中間報告書

特別委員会設置と経過について

平成23年3月11日に発生した、東日本大震災によって引き起こされた東京電力福島第一原子力発電所の事故からの早期復旧・復興及び町民救済等を目的として、第370回矢吹町議会定例会で議長を除く15名の全議員で調査特別委員会を設置しました。

平成24年6月18日に設置され新体制のもと、上記目的を達成する上の課題の整理及び具体的な対応策に関する調査・研究活動のため委員会を5回開催するとともに、現地視察を3回実施しました。

調査にあたった委員

委員長：鈴木 隆司 副委員長：藤井 精七

委員：

安井 敬博 青山 英樹 竹元 孝夫 鈴木 一夫 大木 義正 熊田 宏 角田 秀明 柏村 栄 諸根 重男 吉田 伸

調査結果

(1) 米の全袋検査調査について

J A白河三神支所で行われている米の全袋検査状況について、ベルトコンベヤー式の放射性物質検査器による検査の概要と全量全袋検査の方法と流れ、人員体制等について説明を受けた。現場を視察することによって、全量全袋検査の実態、課題も含めて多くのことを知ることができた。現場をみて説明を聞いて議論をすることで理解を深めることができた。

(2) 国直轄事業川俣町山木屋地区除染モデル実証事業の仮置場現地視察

仮置場の現地での構造を確認するほか、サーベイメーターを用いて空間線量率の測定を行い、除去物の周りに置かれた汚染のないフレキシブルコンテナバック入り土壌で十分な遮蔽効果があることを確認した。また、仮置場の構造についても、ガイドラインに準じた安全性を担保する設備の設置状況等を確認した。

(3) モデル除染実施状況及び仮置場予定地調査

モデル除染実施状況及び仮置場予定地を調査し、今後の生活圏等の除染事業及び田内・柿の内地区の仮置場の周辺環境を確認することによって、町民等が望む生活環境が回復するかの判断をするため実施した。

(4) 災害対応マニュアル作成

東日本大震災を教訓に、本町において、地震等の災害が発生したときに矢吹町災害対策本部と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適正な対応を図るため、災害時議員行動マニュアルについて協議を行い必要な事項について定めた、議会災害対策本部設置要綱を策定することとなった。

今後の取り組みと対応に向けて

東日本大震災から3年、本委員会を設置して約2年が経過しようとしている。その間の取り組みは前述のとおりであり、町民の安全と安心、町民救済のために、今後も継続する必要がある。また、本町議会として、「国に対し、東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書」を政府関係機関に提出するなどの動きを行った結果、**特定原子力損害に係る賠償請求権の短期消滅時効期間を10年延長する法律が昨年12月に成立する成果があった。**

今後は、執行機関及び近隣自治体議会と連携を図り、**原子力損害賠償紛争審査会において決定された中間指針の撤回に向けた、国・県に対する要望活動を進め東京電力に対する賠償請求の早期実現に向けた取り組みを進める必要がある。**

なお、本町では生活圏での除染が進みつつあり、今後は中心市街地の復興、防災体制の再構築及び災害公営住宅の建設によって町民が安全で安心して暮らせる環境が整いつつある。そのような中、本町議会としても、災害時に速やかに対応するため矢吹町議会災害対策本部設置要綱（災害時議員行動マニュアル）に基づく、大地震を想定した参集訓練等を実施し、町民の安全・安心のための努力を継続する仕組みを構築する必要がある。



国直轄事業川俣町山木屋地区視察